

秋田市告示第260号

秋田市消費生活条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、平成10年5月6日付け秋田市告示第92号で指定した、不適正な取引行為を廃止したので、秋田市消費生活条例施行規則第4条の規定により告示する。

令和4年10月11日

秋田市長 穂 積 志